

第108期 決算公告

平成27年6月26日

富山市堤町通り1丁目2番26号
株式会社 北陸銀行
取締役頭取 庵 栄伸

連結貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	790,579	預 金	5,846,562
コールローン及び買入手形	84,599	譲渡性預金	229,205
買入金銭債権	72,522	コールマネー及び売渡手形	58,454
特定取引資産	2,475	債券貸借取引受入担保金	27,809
有価証券	1,275,448	特定取引負債	1,184
貸出金	4,365,302	借入金	114,185
外国為替	9,133	外国為替	111
その他資産	16,083	その他負債	53,027
有形固定資産	78,384	退職給付に係る負債	1,473
建物	20,985	役員退職慰労引当金	61
土地	52,716	偶発損失引当金	1,344
リース資産	1,069	睡眠預金払戻損失引当金	909
建設仮勘定	180	繰延税金負債	11,274
その他の有形固定資産	3,433	再評価に係る繰延税金負債	6,064
無形固定資産	4,345	支払承諾	35,080
ソフトウェア	4,014	負債の部合計	6,386,749
その他の無形固定資産	330	(純資産の部)	
退職給付に係る資産	2,069	資本金	140,409
支払承諾見返	35,080	資本剰余金	14,998
貸倒引当金	△ 22,622	利益剰余金	89,559
		株主資本合計	244,968
		その他有価証券評価差額金	73,340
		繰延ヘッジ損益	△ 845
		土地再評価差額金	8,502
		退職給付に係る調整累計額	688
		その他の包括利益累計額合計	81,685
		純資産の部合計	326,653
資産の部合計	6,713,403	負債及び純資産の部合計	6,713,403

連結損益計算書

(平成26年4月 1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		94,260
資金運用収益	68,702	
貸出金利	54,490	
有価証券利息配当金	12,327	
コールローン利息及び買入手形利息	367	
預け金利息	842	
その他の受入利息	674	
役員取引等収益	17,694	
特定取引収益	230	
その他の業務収益	5,421	
その他の経常収益	2,211	
経常費用		69,722
資金調達費用	4,633	
預金利息	2,256	
譲渡性預金利息	252	
コールマネー利息及び売渡手形利息	120	
債券貸借取引支払利息	42	
借入金利息	1,164	
その他の支払利息	797	
役員取引等費用	7,125	
営業経費	55,449	
その他の経常費用	2,513	
貸倒引当金繰入額	1,350	
その他の経常費用	1,163	
経常利益		24,537
特別利益		25
固定資産処分益	25	
特別損失		1,129
固定資産処分損失	168	
減損損失	961	
税金等調整前当期純利益		23,433
法人税、住民税及び事業税	1,747	
法人税等調整額	7,003	
法人税等合計		8,751
少数株主損益調整前当期純利益		14,682
当期純利益		14,682

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結財務諸表の作成方針

1. 子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。
2. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結される子会社及び子法人等 1社
会社名
北銀ビジネスサービス株式会社
 - (2) 非連結の子会社及び子法人等 3社
非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。
3. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 なし
 - (2) 持分法適用の関連会社 なし
 - (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 3社
持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。
 - (4) 持分法非適用の関連会社 なし
4. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
連結される子会社及び子法人等の決算日は3月末日であり、決算日の財務諸表により連結しております。

会計処理基準に関する事項

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準
金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。
特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。
また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券のうち株式については原則として連結決算期末前1カ月の市場価格の平均に基づく価格、それ以外については原則として連結決算日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、動産については定率法、不動産については定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物： 6年～50年

その他： 3年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で非保全額又は与信額が一定金額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額の差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

上記以外の債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 55,459 百万円であります。

6. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

なお、当行の役員退職慰労金制度については、平成 24 年 5 月 11 日開催の取締役会で廃止することを決定し、平成 24 年 6 月 26 日開催の定時株主総会にて、役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金の打ち切り支給が承認されております。

これに伴い、当行の役員退職慰労引当金の繰入は平成 24 年 6 月の繰入をもって停止し、既引当金については継続して役員退職慰労引当金として計上しております。

7. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度等に基づく、将来発生する可能性のある負担金支払見込額及び他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額をそれぞれ計上しております。

8. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

9. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用、数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の前平均残存勤務期間内の一定の年数（8 年）による定額法により
損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の前平均残存勤務期間内の一定の年数（8 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

会計基準変更時差異（16,568 百万円）：主として 15 年による按分額を費用処理しております。

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

10. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

11. 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債について、ヘッジ対象とヘッジ手段を直接対応させる「個別ヘッジ」を適用し、繰延ヘッジによる会計処理あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

ヘッジの有効性評価の方法については、当行のリスク管理手続きに則り、ヘッジ指定を行い、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することで評価しております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(ハ) 連結子会社においては、デリバティブ取引によるヘッジを行っておりません。

12. 消費税等の会計処理

当行及び連結される子会社の消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（「退職給付に関する会計基準」等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下、「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を単一の割引率からイールドカーブ等価アプローチへ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が2,813百万円増加し、利益剰余金が1,818百万円減少しております。また、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ237百万円増加しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額(連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く)3百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,729百万円、延滞債権額は89,599百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,217百万円であります。
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は12,526百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は107,072百万円であります。なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、37,814百万円であります。
7. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、1,500百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	264,075百万円
貸出金	123,512百万円

担保資産に対応する債務

預金	26,705百万円
コールマネー	20,000百万円
債券貸借取引受入担保金	27,809百万円
借入金	50,647百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券62,031百万円、その他資産219百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金1,504百万円が含まれております。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,282,447百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,249,870百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める算定方法に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算基礎となる土地の価額（路線価）を基準として時価を算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 20,505百万円

- | | |
|--------------------|-----------|
| 11. 有形固定資産の減価償却累計額 | 61,788百万円 |
| 12. 有形固定資産の圧縮記帳額 | 2,840百万円 |
13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 63,500百万円が含まれております。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は32,950百万円であります。
- | | |
|----------------|---------|
| 15. 1株当たりの純資産額 | 311円82銭 |
|----------------|---------|
16. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）は、10.61%であります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、株式等償却 25 百万円、貸出債権売却損 32 百万円、貸出金償却 106 百万円及びを含んでおります。
2. 以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)
北海道	営業用店舗 1カ所	土地	28
北陸三県	営業用店舗 11カ所	土地及び建物	881
	遊休資産 3カ所	土地	7
その他	営業用店舗 1ヶ所	建物	21
	遊休資産 4カ所	土地及び建物	22
合計	—	—	961

これらの営業用店舗等は、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、資産グループの帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

当行は、営業用店舗については、キャッシュ・フローの相互補完性に基づき一定の地域別に区分した営業用店舗エリアを基礎とする管理会計上の区分をグルーピングの単位としており、本部、コンピューターセンター、寮、社宅、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。なお、処分予定資産及び遊休資産については、各資産単位でグルーピングしております。また、連結子会社については、会社を1つの単位としてグルーピングを行っております。

なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は、重要性の高い不動産については第三者から入手した鑑定評価額、それ以外については「不動産鑑定評価基準」等に基づき算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額 14円01銭
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式が存在しないので記載しておりません。
5. 包括利益 46,233百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金、貸出業務等の銀行業務を中心に様々な金融サービスを提供しております。

貸出につきましては、地域経済との共栄を目指し、健全かつ適切な貸出運用を図るとともに信用リスク管理の強化に努めております。有価証券につきましては、リスク管理方針・規定等に基づいた厳格な運用を行っております。

預金につきましては、地域のみなさまへの金融サービスの拡充に努めることで流動性及び定期性預金ともに安定的な調達を目指しております。借入金、社債は、中長期的な資金調達としております。

当行グループが保有する貸出金等の金融資産と預金等の金融負債は期間構造が異なるため、市場の金利変動等に伴うリスクに晒されていることから資産及び負債の総合的管理(以下「ALM」という。)を行い、市場リスクを適切にコントロールして安定的な収益を確保できる運営に努めております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内のお取引先に対する貸出金、有価証券であります。貸出金につきましては、お取引先の経営状態の悪化などによって元金・利息が回収できなくなる信用リスクに晒されており、また、有価証券は、発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、適切なリスク分散を図るよう努めております。

金融負債である預金や譲渡性預金、コールマネー及び借入金は、市場環境の急変や当行の財務内容

の悪化等により、通常より著しく高い金利による資金調達を余儀なくされるなどの流動性リスクに晒されております。

当行は通貨スワップ・為替予約・通貨オプション取引等の通貨関連デリバティブ取引や金利先物、金利スワップ、金利キャップ取引等の金利関連デリバティブ取引を、当行自身のALM目的と、お取引先の多様なリスクヘッジニーズに応える目的で利用しております。これらのデリバティブ取引は、金利変動リスク、為替変動リスク、価格変動リスク及び信用リスク等に晒されております。ただし、当行が保有する金融資産・金融負債で著しくリスクが高いものや、時価の変動率が高い特殊なデリバティブ取引の取り扱いはありません。

なお、当行では一部の資産・負債をヘッジ対象として金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しておりますが、ヘッジ会計の適用に際しては、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段を一体管理するとともに、ヘッジの有効性を評価しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行グループでは、リスク管理部署を設置してリスク管理基本規程及びリスクに関する各種管理諸規程を定め、ALM委員会や各種委員会を設置して、各種リスクの管理を行っております。

① 信用リスクの管理

当行グループでは、信用リスクの適切な管理・運営を行うことにより経営の健全性の確保と収益力の向上に努める基本方針のもと、「信用リスク管理規定」等各種規程類を制定し、業務推進部門と信用リスク管理部門の分離による内部牽制機能の確保、「クレジットポリシー」に基づく厳正な審査と信用格付の付与、与信集中リスク管理のための与信限度ラインの設定等による個別管理、自己査定や信用リスク量の計測ならびに取締役会への信用リスク状況報告等を実施しております。

具体的には、個別案件毎に営業店が的確に分析・審査を行い、営業店長の権限を越える場合は本部の審査部門でも分析・審査を行っております。審査部門には業種・地域毎に専門の担当者を配置し、お取引先の特性に応じて営業店への適切な助言・指導が行える体制を整備しております。

また、有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク管理部署において、信用情報や取引状況を定期的に把握・管理しております。

② 市場リスクの管理

当行では、ALM委員会等を設置し、預貸金を含めた市場リスクを適切にコントロールして、安定的な収益を確保できる運営に努めております。

i 金利リスクの管理

「金利リスク管理規定」等の諸規程にリスク管理方法や手続き等の詳細を明記し、リスク管理部署が定期的に金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等により金利リスク量をモニタリングするとともに、その結果をALM委員会等に報告・協議し、必要な対策を講じる体制としております。また、金利リスクを適切にコントロールするために、金利リスク量に対する各種限度ラインを設定・管理し、ALMの観点から金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ及び金利キャップ等のデリバティブ取引を利用して金利リスクの軽減を図っております。

ii 為替リスクの管理

外貨建資産・負債にかかる為替の変動リスクを管理し、通貨スワップ等を利用し、為替リスクの軽減を図っております。

iii 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有にあたり、常務会で定めた運用方針に基づき、取締役会の監督の下、リスク管理基本規程ならびに関連諸規程に従い、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。当行が保有している株式の多くは、政策保有目的で保有しているものであり、お取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。また、有価証券については、リスク管理部署においてバリュエーション・アット・リスク (VaR) 等を用いて有価証券の市場リスク量を把握し、規定で定めた各種ルールの遵守状況等が管理されており、これらの情報はリスク管理部署を通じ、取締役会等において定期的に報告されております。

iv デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ

分離し内部牽制を確立するとともに、管理セクションが取引の確認、日々のポジションの時価評価、損益状況、リスク量の計測を行い、一定の限度を超える損失が発生しないように管理しております。

v 市場リスクに係る定量的情報

(ア) トレーディング目的の金融商品

当行グループでは、「特定取引資産」のうちの売買目的有価証券、「デリバティブ取引」のうちトレーディング目的として保有している通貨関連及び金利関連の一部に関するV a Rの算定にあたっては、ヒストリカル法(保有期間1日、信頼区間99%、観測期間1,250日)を採用しております。

平成27年3月31日現在で当行グループのトレーディング業務の市場リスク量(V a R)は54百万円であります。

(イ) トレーディング目的以外の金融商品

当行グループにおいて、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「買入金銭債権」、「貸出金」、「債券」、「預金」、「借入金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引、金利スワップション取引、金利キャップ取引であります。また、価格変動リスクの影響を受ける金融商品は「上場株式」及び「投資信託」であります。当行グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、統計的なリスク計測手法であるV a Rにより金利変動リスクや価格変動リスクを統一的に管理しております。

なお、V a Rの算定にあたっては、ヒストリカル法(保有期間120日、信頼区間99%、観測期間1,250日)を採用し、金利と株価等の変動における相関を考慮しております。

平成27年3月31日現在、トレーディング目的以外の金融商品におけるV a Rは30,894百万円であります。

また、V a R計測モデルのバックテストを定期的の実施し、モデルの妥当性を検証する態勢としており、適切なリスクの把握に努めております。ただし、V a Rは統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

V a Rは統計的な信頼区間(99%)の下で、金融商品を保有する期間に相当する最大損失額ですが、特に金利リスクの影響を受ける主たる金融商品については、補完的なリスク指標として、指標となる金利の100ベース・ポイント(1.00%)上昇を想定した資産負債の時価変動額(100BPV:100ベース・ポイント・バリュウ)を算出しております。平成27年3月31日現在、指標となる金利が1.00%上昇したものと想定した場合には、時価が14,039百万円減少するものと把握しております。当該影響額は、金利環境のみが変化する場合を想定しており、金利以外のリスク変数との相関を考慮しておりません。なお、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 流動性リスクの管理

当行では、「流動性リスク管理規定」に基づいて、運用・調達の状況を的確に把握し、円滑な資金繰りに万全を期しております。具体的には、国債など資金化の容易な支払準備資産を十分に確保するとともに、流動性リスク管理指標を各種設定し、日々チェックしております。

また、万一危機が発生した場合は、危機の段階に応じた対応が取れるように、流動性リスクの状況をALM委員会等で定期的に報告・管理する体制を整備しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照。また、重要性の乏しいものは省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	790,579	790,579	—
(2) コールローン及び買入手形	84,599	84,599	—
(3) 買入金銭債権	64,390	64,390	—
(4) 有価証券 その他有価証券	1,255,590	1,255,590	—
(5) 貸出金 貸倒引当金(*1)	4,365,302 △21,527		
	4,343,775	4,386,925	43,150
資産計	6,538,936	6,582,086	43,150
(1) 預金	5,846,562	5,846,961	399
(2) 譲渡性預金	229,205	229,235	30
(3) 借入金	114,185	114,889	703
負債計	6,189,953	6,191,086	1,132
デリバティブ取引(*2) ヘッジ会計が適用されていないもの	735	735	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(4,549)	(4,549)	(*3) —
デリバティブ取引計	(3,813)	(3,813)	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(*3) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は当該貸出金の時価に含めて記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間が1年以内であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形は、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、投資家として購入した住宅ローン債権の信託受益権及び貸付債権の信託受益権については、取引金融機関から提示された価格を時価としております。また、資産流動化の小口債権は、期間毎の市場金利に信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値を算定しております。

(4)有価証券

株式は期末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価格、債券は取引所の価格又は公表されている価格、これらが無い場合には合理的な見積りに基づいて算定された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利に信用リスク等を加味した利率で割り引いた現在価値を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(5)貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が1年以内のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1)預金及び(2)譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が1年以内のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3)借入金

借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また当行及び連結される子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が1年以内のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利先物、金利オプション、金利スワップ等)、通貨関連取引(通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等)、債券関連取引(債券先物、債券先物オプション等)、商品関連取引であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)買入金銭債権」及び「資産(4)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
買入金銭債権(住宅ローン証券化における劣後受益権)(※1)	8,132
非上場株式(※1)(※2)	19,858
非上場外国証券(※1)	0
合 計	27,990

(※1) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当連結会計年度において、非上場株式について24百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超
預け金	726,347	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	84,599	—	—	—	—
買入金銭債権	1,778	—	400	7,210	54,788
有価証券					
その他有価証券のうち満期があるもの	78,832	184,019	430,802	255,564	123,326
貸出金(※)	1,393,451	951,046	584,655	348,970	977,491
合 計	2,285,009	1,135,065	1,015,857	611,744	1,155,606

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない93,328百万円、期間の定めのないもの16,359百万円は含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超
預金(※)	5,240,798	498,448	98,987	3,124	5,202
譲渡性預金	228,905	300	—	—	—
借入金	20,652	13	30,020	43,500	20,000
合 計	5,490,356	498,761	129,007	46,624	25,202

(※) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (平成 27 年 3 月 31 日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△0

2. その他有価証券 (平成 27 年 3 月 31 日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	122,506	60,967	61,539
	債券	949,642	920,654	28,987
	国債	591,586	572,597	18,988
	地方債	200,431	194,283	6,148
	社債	157,623	153,772	3,851
	その他	165,339	158,455	6,883
	小 計	1,237,487	1,140,077	97,410
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株式	1,413	1,546	△132
	債券	53,276	53,373	△96
	国債	9,965	9,966	△1
	地方債	19,781	19,819	△38
	社債	23,530	23,587	△57
	その他	27,802	28,018	△215
	小 計	82,493	82,938	△444
合 計		1,319,981	1,223,015	96,965

3. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	486	121	0
債券	112,973	2,725	—
国債	106,720	2,655	—
地方債	299	0	—
社債	5,952	69	—
その他	11,898	878	—
合 計	125,358	3,725	0

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、1 百万円（うち、株式 1 百万円）であります。

また、「減損処理」は、資産の自己査定における有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおりとしております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先	株式は時価が取得原価に比べ下落、債券は時価が取得原価に比べ30%超下落
正常先	時価が取得原価の50%以上下落、又は、時価が取得原価の30%超50%未満下落かつ市場価格が一定水準以下で推移等

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者であり、正常先とは、破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(税効果会計関係)

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 9 号）が平成 27 年 3 月 31 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 35.37%から、平成 27 年 4 月 1 日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については 32.82%に、平成 28 年 4 月 1 日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については 32.06%となります。この税率変更により、繰延税金負債は 1,300 百万円減少し、その他有価証券評価差額金は 2,439 百万円増加し、法人税等調整額は 1,135 百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は 626 百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の 100 分の 65 相当額が控除限度額とされ、平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の 100 分の 50 相当額が控除限度額とされますが、欠損金の金額が僅少であるため、変更に伴う繰延税金資産および法人税等調整額への影響はありません。